

指定管理者の情報公開モデル規程

(目的)

第1条 この規程は、綾瀬市情報公開条例（平成14年綾瀬市条例第7号）の趣旨にのっとり、〇〇（指定管理者の名称）が行う綾瀬市〇〇〇（公の施設の名称）の管理に関する業務の情報公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「文書等」とは、〇〇の役員及び職員（以下「役職員」という。）が、〇〇が行う●●の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、〇〇において管理しているものをいう。

※株式会社等の場合、上記の「職員」を「従業員」に、「役職員」を「社員等」とする。

(解釈及び運用の方針)

第3条 〇〇は、文書等の公開の申出をする市民の権利が十分に尊重されるように、綾瀬市情報公開条例の解釈運用基準に従ってこの規程を解釈し、運用するものとする。この場合において、〇〇は、公開されることにより、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をするものとする。

(適正使用)

第4条 この規程の定めるところにより文書等の公開を申し出ようとするものは、適切な申出に努めるとともに、文書等の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公開の申出ができるもの)

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、〇〇に対し、文書等の公開を申し出ることができる。

(公開の申出方法)

第6条 文書等の公開の申出（以下「公開の申出」という。）をしようとするものは、〇〇に対し、次の各号に掲げる事項を記載した申出書（第1号様式）を提出するも

のとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、
代表者の氏名
- (2) 公開の申出に係る文書等を特定するために必要な事項
- (3) 公開の方法

2 ○○は、申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開の申出をしたもの（以下「申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、○○は、申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めるものとする。

（文書等の公開）

第7条 ○○は、公開の申出があつたときは、公開の申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該文書等を公開するものとする。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人は識別できないが、公開することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (2) 法人その他の団体（○○を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
- (3) ○○又は○○と国、地方公共団体、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の機関との間における審議、検討、協議等に関する情報であつて、公開することにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

※株式会社等の場合、市民の前に「○○の株主、債権者若しくは」を加える。

- (4) ○○が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア ○○が行う収益事業に関する情報であつて、○○の財産上の利益を不当に害

するおそれ

イ ○○が行う経営又は業務等に関する情報であって、株主又は債権者の利益を害するおそれ（株式会社等の場合に加える。）

(5) 法令等の規定により、公開することができないと認められる情報

(6) 公開することにより、公共の安全及び秩序維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報

(一部公開)

第8条 ○○は、公開の申出に係る文書等に前条各号のいずれかに該当する非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開の申出の趣旨が失われない程度に合理的に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いた、一部公開をするものとする。

(文書等の存否に関する情報)

第9条 ○○は、公開の申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該公開の申出を拒否することができるものとする。

(公開の申出に対する回答等)

第10条 ○○は、公開の申出に係る文書等の全部又は一部を公開するときは、申出者に対し、その旨の回答並びに公開する日時及び場所を書面（第2号様式又は第3号様式）により通知するものとする。

2 ○○は、公開の申出に係る文書等の全部を公開しないとき（前条の規定により公開の申出を拒否するとき及び公開の申出に係る文書等を○○が管理していないときを含む。）は、申出者に対し、その旨を書面（第4号様式）により通知するものとする。

3 ○○は、前2項の規定により公開の申出に係る文書等の一部又は全部を公開しない旨の決定をした場合は、その理由を書面に明示しなければならない。この場合において、当該回答に係る文書等の一部又は全部を公開することができるようになる期日が明らかなきときは、その期日を明示するものとする。

(回答等の期限)

第11条 ○○は、前条第1項及び第2項の規定による回答（以下「公開回答等」と

いう。)を、公開の申出があった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 ○○は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を公開の申出があった日の翌日から起算して××日以内に限り延長することができる。この場合において、○○は、申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面(第5号様式)により通知するものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、公開の申出に係る文書等が著しく大量であるため、公開の申出があった日の翌日から起算して××日以内にそのすべての公開回答等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、○○は、公開の申出に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に公開回答等を行い、残りの文書等については相当の期間内に公開回答等を行うものとする。この場合において、○○は、第1項に規定する期間内に、申出者に対し、次の各号に掲げる事項を書面(第6号様式)により通知するものとする。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書等について公開回答等をする期限

(第三者の権利保護に関する手続)

第12条 ○○は、公開の申出に係る文書等に○○以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公開回答等をするに当たって、当該第三者に対し、公開の申出に係る文書等の内容等を書面(第7号様式)により通知して、意見書を提出する機会を与えることができるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

2 ○○は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開回答をするときは、公開回答の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、○○は、公開回答後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、公開回答をした旨及びその理由並びに公開する日を書面(第8号様式)により通知するものとする。

(文書等の公開の方法)

第13条 文書等の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付によ

り、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して〇〇が定める方法により行うものとする。

- 2 〇〇は、前項の規定にかかわらず、公開の申出に係る文書等を直接公開することにより、当該文書等の管理に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該文書等の公開に代えて、当該文書等の写しによりこれを行うことができる。

(費用の負担)

第14条 公開の申出に係る文書等の写し等の作成及び送付に要する費用は、申出者の負担とする。

(異議の申出)

第15条 〇〇が行った公開回答等について、異議のあるものは、当該回答を知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇に対して異議を申し出ることができる。

- 2 前項に規定する異議の申出は、書面によるものとし、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 異議を申し出ようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 異議の申出の対象となった公開回答等を知った日及びその内容

(3) 異議の申出の趣旨及びその理由

(異議の申出に係る処理)

第16条 前条による異議の申出があつたときは、〇〇は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関（綾瀬市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の助言を求めることができる。

(1) 異議の申出をしたものが、当該申出についての正当な理由がないものであるときその他異議の申出が不適切であることが明らかであるとき。

(2) 公開回答等を取り消し、又は変更し、当該異議の申出に係る文書等の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開回答等について反対意見書が提出されているときを除く。

- 2 〇〇は、前項の規定により、実施機関の助言を求めた場合は、その旨を異議の申出をしたもの、反対意見書を提出した第三者その他関係者に書面（第9号様式）により通知するものとする。

3 ○○は、実施機関から当該異議の申出について、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求められた場合はこれに応じるものとし、当該異議の申出の対象となっている文書等については、これを提示するものとする。

(異議の申出に係る回答)

第17条 前条第1項の規定により実施機関からの助言があった場合は、○○は、この意見を尊重し、速やかに当該異議の申出について書面により回答するものとする。

(文書等の管理)

第18条 ○○は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、●●の管理に関する文書等の管理に関して必要な事項を定め、これに基づき、文書等を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第19条 ○○は、この規程の目的を達成するため、●●の管理に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(運用状況の報告)

第20条 ○○は、毎年度、この規程の運用状況について取りまとめ、実施機関に報告するものとする。

(委任)

第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、令和○年○月○日から施行する。